

事 務 連 絡  
平成19年11月22日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸 入 食 品 安 全 対 策 室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(フィリピン産マンゴー)

標記については、平成19年3月30日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、フィリピン政府から、下記の輸出業者について、対日輸出マンゴーに係る残留農薬管理が適切になされていることが確認され、検査命令免除輸出業者として登録を行った旨連絡があったことから、同事務連絡の別添1の2の別表16にこれらを追加し、別紙のとおりとしますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いします。

記

Masugen International Trading